

別紙様式第 30 号 (第 30 条関係) (平元蔵令 12・平 6 蔵令 121・平 9 蔵令 14・平 10 蔵令 114・平 11 蔵令 42・平 12 蔵令 89・平 12 蔵令 69・平 12 蔵令 69・一部改正、平 17 財  
 令 14・旧別紙様式第 29 号線下、平 30 財令 83・令元財令 10・一部改正)

(日本産業規格 A 4)  
 年 月 日

財務大臣殿

申請者住所 (郵便番号 ) 電話番号 ( )

商号又は名称  
 氏名  
 (法人の代表者の住所及び氏名 )  
 (法定代理人の住所及び氏名、商号又は名  
 称)  
 (法定代理人の代表者の住所及び氏名 )  
 (登録番号 )

製造たばこ小売定価認可申請書  
 たばこ事業法第 33 条第 1 項の規定により下記のとおり小売定価の認可を受けたいので申請します。  
 記

(単位：円)

製造たばこの区分	製造たばこの品名	製品の区分	小売定価	算出内訳				発予年月日	製造国(地)	製造者	購入先	備考
				最高販売価格又は輸入価格	関税	たばこ地方たばこ税	消費税その他					

税関確認欄

- (備考)
- 1 製造たばこの品目欄の製造たばこの区分欄には、たばこ税法（昭和59年法律第72号）第2条第2項に規定する製造たばこの区分に応じて記載すること。
  - 2 製造たばこの品目欄の製品の区分欄には、フィルター又はワウスピースの有無（フィルターがある場合にはF、ワウスピースがある場合にはMPの記号、フィルター又はワウスピースが無い場合は無記号）、巻のサイズ（mm単位の数字。ただし、レギュラーサイズ（70mm程度）はR、ロングサイズ（80mm程度）はL、キンゾサイズ（85mm程度）はK、スーパーキンゾサイズ（100mm程度）はSKの記号）、本数及び課税標準に換算する重量（葉巻たばこを除く。）（g単位の数字）を記載すること。なお、包装形態により品目を区分したいときは、その形態（例. ソフトパック、ハードパック等）を記載すること。
  - 3 算出内訳欄の最高販売価格又は輸入価格欄には、法第9条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）に規定する最高販売価格又は法第34条第1項第2号に規定する輸入価格を記載すること。
  - 4 算出内訳欄のたばこ税欄には、たばこ税法に規定するたばこ税に相当する金額及び一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）に規定するたばこ特別税に相当する金額の合計金額を記載すること。
  - 5 算出内訳欄の地方たばこ税欄には、地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第5節に規定する道府県たばこ税に相当する金額及び同法第3章第4節に規定する市町村たばこ税に相当する金額の合計金額を記載すること。
  - 6 算出内訳欄の消費税欄には、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税に相当する金額及び地方税法第2章第3節に規定する地方消費税に相当する金額の合計金額を記載すること。
  - 7 算出内訳欄のその他欄には、他の算出内訳欄に記載されない金額を記載すること。
  - 8 算出内訳欄のうち、小売定価算出の基礎とならない欄には、「―」を記載すること。
  - 9 算出内訳欄の各欄の数値は、円位未満第2位までとし、それ未満は切り捨てること。
  - 10 算出内訳欄の各欄には、記載数値の次に（ ）を設け、小売定価の構成比を100分比で記載すること。
  - 11 外国通貨により表示された輸入価格の本邦通貨への換算は、輸入価格につき確認を受けるため小売定価認可申請書を

税関長に提出する日の属する週に適用される関税率法施行規則（昭和44年大蔵省令第16号）第1条の規定により税関長が公示する外国為替相場によること。

12 備考欄には、棄差たばこの場合について、その1品目当たりの正味重量を記載すること。

13 税関長に輸入価格の確認を受けるときは、当該申請に係る製造たばこの仕入書、契約書その他輸入価格の決定のために必要な書類、輸入価格の計算方式を記載した計算書（関税法施行令第4条第3項に規定する包括申告書を提出している場合は、当該申告書の写しに代えることができる。）及び申請書の副本を添付して、税関長に申し出ること。

14 複数の品目について認可を申請するときは、様式中の表を横線により区分して記載すること。記載しきれないときは、この様式中の表の例により作成した書面に記載して添付すること。この場合の用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。